

マッピングシステム整備事業 賃貸借契約書 (案)

徳島市上下水道局（以下「甲」という。）と〇〇システム株式会社（以下「乙」という。）は、マッピングシステム整備事業におけるシステム並びに付随する保守管理業務一式（以下「賃貸借物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 本契約の各条項に従って、乙は甲に対し賃貸借物件の使用のサービスを提供し、甲は乙に対して賃貸借に係る料金を支払うものとする。

- 2 賃貸借物件のうち、保守管理業務の提供についても乙が甲に提供するものとする。
- 3 その他仕様書に定めのない事項については、甲の指示するところによるものとする。
- 4 甲並びに乙は、信義に従い、誠実に本契約に定める業務を履行するものとする。

（履行期間及び賃貸借期間）

第2条 賃貸借物件のうち、乙のシステムリプレースの実施期間は、契約締結の翌日から令和7年8月31日までとする。

- 2 賃貸借物件のうち、乙の提供する保守管理業務の提供期間は令和7年9月1日から令和12年4月30日までとする。
- 3 乙の甲に対する賃貸借物件の賃貸借期間は令和7年9月1日から令和12年4月30日までとする。

（システムリプレースに関する報告・検査）

第3条 乙は、システムリプレースの履行が完了したときは、遅滞なく本事業の成果について書面により甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容が本契約の各条項及び仕様書に適合しているかを確認し、補正が必要と認めるときは、乙に補正を求めるものとする。
- 3 乙は、甲から前項に定める補正を求められたときは、遅滞なく乙の負担において当該補正を行い、甲に再度通知しなければならない。

（賃貸借料）

第4条 甲が乙に支払う賃貸借物件の賃貸借料は、次のとおりとする。

- (1) 令和7年度分（令和7年9月1日～令和8年3月31日）

¥n, nnn, nnn. -（うち消費税額及び地方消費税額¥nnn, nnn. -）

- (2) 令和8年度分（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
¥n, nnn, nnn. -（うち消費税額及び地方消費税額¥nnn, nnn. -）
- (3) 令和9年度分（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
¥n, nnn, nnn. -（うち消費税額及び地方消費税額¥nnn, nnn. -）
- (4) 令和10年度分（令和10年4月1日～令和11年3月31日）
¥n, nnn, nnn. -（うち消費税額及び地方消費税額¥nnn, nnn. -）
- (5) 令和11年度分（令和11年4月1日～令和12年3月31日）
¥n, nnn, nnn. -（うち消費税額及び地方消費税額¥nnn, nnn. -）
- (6) 令和12年度分（令和12年4月1日～令和12年4月30日）
¥n, nnn, nnn. -（うち消費税額及び地方消費税額¥nnn, nnn. -）

2 第11条の規定により、この契約を解除したときの費用は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

（賃貸借料の支払方法）

第5条 乙は、前条に規定する賃貸借料について、賃貸借物件の賃貸借に係る当該期間の末日以降に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に甲の指定する場所において乙に賃貸借料を支払わなければならない。

（事業内容の変更）

第6条 甲は、必要と認める場合は、本事業の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、賃貸借料の変更を要するときは、甲及び乙は協議して書面により定めるものとする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、本事業の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ又はこの契約に基づいて生じる一切の権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（要員の指揮命令）

第8条 乙は、乙の要員の業務遂行に関する指示、企業秩序の維持確保に関する一切の指揮命令は乙の指揮命令者がこれを行うものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙は、本事業の実施にあたり、直接又は間接に知り得た甲の業務内容及び第三

者の秘密について、一切他に漏らしてはならない。この契約終了後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、いつでも催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその責を負わない。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、和議開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。
- (3) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき。
- (6) この契約の履行について不正の行為があったとき。
- (7) この契約の履行に際し、本市係員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。
- (8) 別記1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。
- (9) 別記2「徳島市上下水道局暴力団等排除条項」第1項に該当するとき。
- (10) その他この契約条項に違反したとき。

(損害賠償)

第12条 乙は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が本事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第11条に定めるところにより、この契約が解除された場合において甲に損害が生じたとき。

(契約の負担)

第13条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判

所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙協議のうえ処理するものとする。

(ソフトウェア開発に関する条項)

第16条 甲および乙は、本事業につき別記3「ソフトウェア開発に関わる条項」を遵守するものとし、別記3の規定とこの契約の条項について内容に矛盾・抵触が生じた場合には、別記3を優先して適用することに合意する。

(賃貸借に関する条項)

第17条 乙は、本事業につき別記4「賃貸借に関する条項」を遵守するものとし、別記4の規定とこの契約の条項について内容に矛盾・抵触が生じた場合には、別記4を優先して適用することに合意する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島市南前川町5丁目1番地の4

徳島市上下水道局

上記代表者

徳島市上下水道事業管理者 石川 稔彦

乙 ○○○○

○○システム株式会社

○○ ○ ○ ○ ○

別記1 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への通知)

第5 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自らが行き、第三者にその取扱を委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(研修の実施)

第11 乙は、この契約による事務に従事し特定個人情報ファイルを取り扱う全ての者に、当該事務に従事させる前に個人情報の取扱いに関する研修を実施しなければならない。

(誓約書の提出)

第12 乙は、この契約による事務に従事し特定個人情報ファイルを取り扱う全ての者から、当該事務に従事させる前に第11で定めた研修を実施した上で個人情報の取扱いに関する誓約書を収集し、甲に提出しなければならない。

(特定個人情報ファイルに対するアクセス権限の制限)

第13 乙は、特定個人情報ファイルにアクセスできる従事者を必要最小限の範囲としなければならない。また、アクセス権限を付与する場合においても必要最小限の権限としなければならない。

(個人情報保護措置に対する報告・調査)

第14 乙は、個人情報の取扱いに関して甲が求める事項について、書面で定期的に報告を行わなければならない。また、乙は、甲が必要と認めるときは、甲による調査を受けなければならない。

(特定個人情報の消去・廃棄)

第15 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、甲が定める保管期間を経過した特定個人情報を含む電子媒体及び紙媒体について、適切な方法で消去又は廃棄しなければならない。また消去又は廃棄を行った場合に廃棄履歴管理簿を作成し、保管しなければならない。

以 上

別記2 徳島市上下水道局暴力団等排除条項

(契約の解除)

- 1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(語句の解釈)

- 2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおりに解釈するものとする。

以 上

別記3 ソフトウェア開発に関わる条項

(条項の目的)

第1条 本条項は、マッピングシステム整備事業（以下「本事業」という。）におけるソフトウェア開発に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 本件ソフトウェア

本契約に基づき開発されるソフトウェアであって、プログラム、コンテンツ、データベース類及び関連資料など本契約において定めるもの

(2) 本件仕様書等

本契約及びマッピングシステム整備事業仕様書

(3) 中間資料

本件ソフトウェアの開発過程で生成したもので、本件ソフトウェア及び本件仕様書等に該当しないすべてのもの

(4) 第三者ソフトウェア

第三者が権利を保有するソフトウェア（サーバ用 OS、クライアント用 OS、ケースツール、開発ツール、通信ツール、コンパイラ、RDB などを含む。）であって、本件ソフトウェアを構成する一部として利用するため、第三者からライセンスを受けるもの（ただし、FOSS を除く。）

(5) FOSS

フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア

2 乙が甲に提出する書面及び納品物については、前項によらず乙が事業を遂行させるために普段使用する用語による表現で記載して構わない。

(協働と役割分担)

第3条 甲及び乙は、本事業の円滑かつ適切な遂行のためには、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。

2 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。

(責任者)

第4条 甲及び乙は、本契約締結後すみやかに、各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。

(主任担当者)

第5条 甲及び乙は、本契約締結後すみやかに、本事業を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、主任担当者を変更できるものとする。

3 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本事業遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(業務従事者)

第6条 本事業に従事する乙の従業員（以下「業務従事者」という。）の選定については、乙が行う。

2 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本事業遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。

3 乙は、本事業遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。

(ソフトウェア開発業務の実施)

第7条 乙は、本件仕様書等に基づき、ソフトウェア開発業務を行う。

2 ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。

(納入物の納入)

第8条 乙は甲に対し、本件仕様書等で定める期日までに、所定の納入物を検収依頼書（兼納品書）とともに納入する。

2 甲は、納入があった場合、次条の規定に基づき検査を行う。

3 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、すみやかにこれに応じるものとする。

4 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。

(本件ソフトウェアの検収)

第9条 納入物のうち本件ソフトウェアについては、甲は、本件仕様書等に定める期間（以下、「検査期間」という。）内に検査し、本件仕様書等と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検しなければならない。

- 2 甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検査合格書に署名の上、乙に交付するものとする。また、甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。
- 3 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。
- 4 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。
(契約不適合責任)

第10条 前条の検収完了後、納入物について本件仕様書等との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても本件仕様書等の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。
- 3 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。ただし、この請求は、検収完了日から1年が経過した後は行うことができない。
- 4 損害賠償の累計総額は、契約不適合の直接の原因となったソフトウェア開発業務に関する契約金額を限度とし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。
- 5 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本件仕様書等の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第3項及び第4項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。
(仕様書の変更)

第11条 甲又は乙は、本件仕様書等の内容についての変更が必要と認める場合、その変更の内容、理由等を明記した書面（以下「変更提案書」という。）を相手方に交付

して、変更の提案を行うことができる。

(中間資料の甲による承認)

第12条 乙は、中間資料のうち、乙が必要と認める部分を提示して、甲の承認を書面で求めることができる。

2 甲は、前項の承認請求を乙から受けた日から10日以内を目処(以下「中間資料の点検期間」という。)に行い、内容の承認について点検を行い、その結果を書面に署名の上、乙に交付するものとする。

3 甲は、中間資料の内容に不都合が認められる場合は、その具体的な理由を明示して乙に回答することにより、承認を拒否することができる。ただし、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、甲は合理的理由のない限り適時に第2項所定の点検結果を乙に交付するものとする。

4 甲は、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。

5 甲又は乙は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。

(変更管理手続)

第13条 甲又は乙は、相手方から前2条に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から10日以内を目処に、次の事項を記載した書面(以下「変更管理書」という。)を相手方に交付し、甲及び乙は、当該変更の可否につき協議するものとする。

- (1) 変更の名称
- (2) 提案の責任者
- (3) 年月日
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項
- (6) 変更のために費用を要する場合はその額
- (7) 検討期間を含めた変更作業のスケジュール
- (8) その他変更が本契約及び受託条件(作業期間又は納期、賃貸借料、契約条項等)に与える影響

2 前項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項(なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。)を承認の上、署名するものとする。

3 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。ただし、本契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、本編第6条の本事業内容の変更に基づき変更契約を締結したときをもって変更が確定するものとする。

4 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本事業を中断することができる。

(変更の協議不調に伴う契約終了)

第14条 前条の協議の結果、変更の内容が作業期間又は納期、賃貸借料及びその他の契約条件に影響を及ぼす等の理由により、甲が本契約の続行を中止しようとするときは、甲は本業務の未了部分について本契約を解約することができる。

2 甲は、前項により本業務の未了部分について解約しようとする場合、中止時点まで乙が遂行した本業務についての賃貸借料を支払うとともに、解約により乙が出捐すべきこととなる費用その他乙に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前条の協議の結果、作業期間、納期、賃貸借料又はその他の契約の条件に重大な影響を及ぼす等の理由により、本契約を続行することが困難となる事情が客観的に認められる場合は、乙が当該事情及びその理由を明示したうえで書面により中止を提言することができるものとする。

4 乙による前項の提言にもかかわらず、甲が合理的な期間内に合理的な理由を提示することなくこれに応じない場合、乙は、個別業務の未了部分について本契約を解約することができるものとする。

5 前項に基づき、乙が契約を一部解約した場合、甲は乙に対し、当該解約時点まで乙が遂行した個別業務についての賃貸借料を支払うものとする。

6 第4項に基づいて個別業務の未了部分について契約が一部解約される場合であっても、甲及び乙は、債務不履行その他の事由に基づき、相手方に対して損害賠償を求めることは妨げられない。

(資料等の提供及び返還)

第15条 甲は乙に対し、本件仕様書等に定める条件に従い、本事業遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

2 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本事業遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、本件仕様書等に定める条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。

3 本事業遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲乙協議の上、本件仕様書等に定める条件に従い、乙に提供するものとする。

4 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本事業の履行遅滞、納入物の契約不適合等の結果については、乙はその責を免れるものとする。

5 甲から提供を受けた資料等（次条第2項による複製物及び改変物を含む。）が本事業遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

6 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第5条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。

(資料等の管理)

第16条 乙は甲から提供された本事業に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本事業以外の用途に使用してはならない。

2 乙は甲から提供された本事業に関する資料等を本事業遂行上必要な最小限度の範囲内で複製又は改変できる。

(秘密情報の取扱い)

第17条 甲及び乙は、本事業遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後30日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

(1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報

(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある各自（本契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。

5 秘密情報の提供及び返却等については、第31条（資料等の提供及び返還）を準用する。

6 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

7 本条の規定は、本契約終了後も厳守するものとする。

(個人情報)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(納入物の特許権等)

第19条 本事業遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下あわせて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

2 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。

3 乙は、第1項に基づき特許権等を保有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。

4 甲及び乙は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明に関する特許権等の取得又は承継の手續(職務発明規程の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手續など)を履践するものとする。

(乙による納入物の再利用)

第20条 乙は、第17条(秘密情報の取扱い)に反しない範囲において、乙が著作権を保有する本件ソフトウェアその他の納入物を利用することができる。

2 前項による利用には、有償無償を問わず乙が本件ソフトウェアの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。

(知的財産権侵害の責任)

第21条 甲が納入物に関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第24条(損害賠償)の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。ただし、第三者からの申立が甲の帰責事由による場合(甲乙間で別段合意がない限り、第22条に定める第三者ソフトウェア又は第23条に定めるFOSSに起因する場合を含む。)にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

(1) 甲が第三者から申立を受けた日から10日以内を目処に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること

(2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること

(3) 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解

などにより確定的に解決すること

- 2 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i) 権利侵害のない他の納入物との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。
- 3 第1項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第10条第4項を準用する。
- 4 乙の納入物と他のソフトウェア等を組み合わせて使用することによりはじめて知的財産権侵害となる場合、または、甲の乙に対する指示に起因して紛争が生じた場合等当該紛争が乙の責に帰すことができない事由により生じたものである場合、乙は前各項の義務を負担しないものとする。また、当該納入物が当該第三者の知的財産権を侵害していなかった場合、当該第三者の知的財産権が無効であった場合等、当該紛争に理由がないとして当該紛争が終了した場合、甲または乙が当該紛争に対応するために要した費用については、甲乙折半して負担するものとする。甲が乙に通知することなく紛争対応した場合に要した費用については、甲が負担するものとする。

(第三者ソフトウェアの利用)

第22条 乙は、本事業遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェア利用のメリット及びデメリット、並びにその利用方法等の情報を、書面により提供し、甲に第三者ソフトウェアの利用を提案するものとする。

- 2 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、第三者ソフトウェアの採否を決定する。
- 3 前項に基づいて、甲が第三者ソフトウェアの採用を決定する場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。ただし、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び契約不適合のないことを保証するものではなく、乙は、第1項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は契約不適合の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。ただし、前項ただし書の場合で、甲乙間においてライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。

(FOSSの利用)

第23条 乙は、本事業遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として

FOSS を利用しようとするときは、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を、書面により提供し、甲に FOSS の利用を提案するものとする。

- 2 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、FOSS の採否を決定する。
- 3 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び契約不適合のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項所定の FOSS 利用の提案時に権利侵害又は契約不適合の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 2 4 条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。ただし、この請求は、本契約に定める納品物の検収完了日又は業務の終了確認日から 1 年が経過した後は行うことができない。なお、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

- 2 本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行(契約不適合責任を含む)不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の直接の原因となった製品等またはソフトウェア開発に関して定める金額を限度とする。
- 3 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。

以 上

別記4 賃貸借に関する条項

(物件の納入等)

第1条 乙は、物件を契約書及び仕様書等で指定された物件設置（保管）場所へ、契約書に定める物件納入日までに乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から甲の使用に供さなければならない。

2 乙の責に帰すべき事由により前項の使用開始日までに物件を納入することができない場合は、本契約の定めにより、甲はこの契約を解除することができる。

(物件の検査及び引渡し)

第2条 甲は、乙から物件の納入を受けたときは、遅滞なく検査を行うものとする。

2 物件の引渡しは、前項の検査に合格し、使用開始日となったときに完了する。なお、必要に応じて当該物件の借受証を乙に速やかに交付するものとする。

3 第1項の検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。

(引き換え又は手直し)

第3条 乙は、納入した物件の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引き換え又は手直し（以下「修補」という。）を行い、契約書及び仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合における修補を行った物件に係る検査は、前条の規定を準用する。

(引渡し前における物件の使用)

第4条 甲は、引渡し前においても物件の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により物件の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(損害保険)

第5条 乙は仕様書等の定めるところにより、契約期間中において乙を保険契約者とする動産総合保険契約を乙の負担により付保しなければならない。

2 甲の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、甲は、乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(物件の保管及び使用方法)

第6条 乙は、物件に乙の所有権を明示する表示又は標識等を付すことができる。

2 甲は、契約書及び仕様書等に定める物件設置（保管）場所において、物件を保管又は使用するものとし、これを変更する場合は、書面により乙の承諾を得なければならない。

(物件の維持等)

第7条 甲は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理し、物件本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

2 甲は、物件に故障又は事故が生じたときは、直ちに乙に報告しなければならない。

3 乙は、賃貸借期間中、甲の承諾及び所定の手続きを経て物件設置（保管）場所に立ち入って、物件の現状、保管状況を調査することができる。

4 甲は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つため、保守点検等を必要に応じて行い、その費用を負担するものとする。

5 甲は、物件の保管及び使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害賠償の費用を負担するものとする。ただし、甲が通常の用法によって物件を使用したにもかかわらず、物件の欠陥等、物件自体に起因する損害が第三者に及んだときは、この限りでない。

(物件の原状変更)

第8条 甲は、物件に装置、部品、付属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すときは、事前に乙の承諾を得なければならない。

(物件の滅失又はき損)

第9条 物件の返還までに生じた甲の責による物件の滅失又はき損については、甲と乙とが協議の上、その費用（第5条の規定により付された保険により補てんされた部分を除く。）は、甲が負担するものとする。ただし、通常の損耗及び消耗によるとき、又は乙が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。

2 物件の一部又は全部が滅失し、当該賃貸借契約の履行が不可能となった場合は、前項による損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

(危険負担)

第10条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、第7条及び前条の規定により甲の責に帰すべき事由により生じた損害についてはこの限りでない。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、第2条第2項による引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）の責めを負うものとする。

2 契約不適合があることが判明した場合は、甲は乙にその旨を通知するものとする。

3 甲は、契約不適合により契約の目的を達成できなくなったときは、目的を達成できなくなった日から第1項による履行の追完によって契約の目的を達成できるように

なった日までの日数に応じて、乙に対し、当該賃借料の減額を請求できるものとする。履行の追完ができない部分について契約が履行不可能となった場合は、当該部分についての契約は終了する。

(物件の返還等)

第12条 乙は、この契約が終了したときは、速やかに甲の指示に従い、物件を撤去するものとする。

2 物件の撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、仕様書等に撤去の負担を甲が負う特約を付している場合には、甲の負担で物件の撤去を行うものとする。

3 甲は、乙が正当な事由がなく、相当な期間内当該物件を撤去せず、又は物件設置(保管)場所の原状回復を行わないときは、乙に代わって物件を処分し、物件設置(保管)場所の原状回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(賃貸借期間終了後の賃貸借)

第13条 甲は、契約書記載の賃貸借期間終了時に、乙の物件の賃貸借の継続を請求することができる。

(契約内容の変更又は中止)

第14条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は物件の納入を一時中止若しくは打ち切りをすることができる。この場合において、賃借料又は期日を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は、甲に損害賠償を請求することができる。賠償額は、甲と乙とが協議してこれを定めるものとする。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、使用開始日を過ぎても物件の納入を完了しないとき又は使用開始日後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 正当な理由なく、第3条の修補又は第11条第1項による履行の追完がなされないとき。

(3) 乙の責めに帰すべき理由によりこの物件が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、法令又はこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除す

ることができる。

- (1) 甲の承諾なく、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 物件を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が物件の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙が法令の規定により別段の資格を必要とされる場合に、その資格を失ったとき。
- (5) 契約の締結又は履行に当たり、法令等に違反する不正な行為をしたことが明らかになったとき。
- (6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第19条又は第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 乙が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (11) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき。
- (12) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項第11号及び第12号の規定については、その代表者又は構成員が各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条第1項各号及び前条第1項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第18条 甲は、契約期間中は、第15条及び第16条に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議の上、契約を解除することができる。

(乙の催告による解除権)

第19条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 甲が正当な理由なく賃借料を支払わなかったとき。
- (2) 第7条第1項若しくは第2項の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲がこの契約に違反したとき。

(乙の催告によらない解除権)

第20条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条第1項の規定により、甲が物件の納入を一時中止させる場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。
- (2) 第14条第1項の規定により、甲が契約内容を変更する場合において、賃借料が3分の1以下に減少するとき。
- (3) 甲の責に帰すべき事由により物件が滅失し、又はき損し、使用不可能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条第1項各号及び前条第1項各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等に伴う措置)

第22条 この契約が変更又は解除された場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する賃借料を支払うものとする。

2 前項による場合の物件の返還については、第12条の規定を準用する。

(甲の損害賠償請求等)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約書で定める物件納入日までに物件を納入することができないとき。
- (2) 物件に契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約書記

載の賃借料の月額に契約期間の総月を乗じて計算した額（賃借料が年額又は総額の場合は、契約書記載の金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、賃借料から履行部分に相応する賃借料を控除した額につき、第1条第3項の規定を準用する。
- 6 第2項の場合において、乙が履行保証保険契約を締結しているときは、甲は、当該保証金又は当該履行保証をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 甲は、実際に生じた損害が第2項の違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。
- 8 本条の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 9 前4項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者及び構成員は、賠償金及び利息を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、甲は、乙の代表者又は構成員であった者に請求することができ、乙は、連帯して賠償をしなければならない。

（契約解除の通知）

第24条 甲は、第15条又は第16条第1項の規定により乙との契約を解除する場合において、乙の所在を確認できないときは、徳島市公告式条例（昭和25年8月18日条例第21号）に定める掲示場にその旨を掲示することにより、乙への通知に代えることができるものとする。この場合における効力は、掲示の日から14日経過したときに生ずるものとする。

（乙の損害賠償請求等）

第25条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第26条 甲は、納入された物件に関し、第2条第2項（第3条第1項においてこの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日を起算日として、民法（明治29年法律第89号。）第166条第1項に掲げる事由に該当する場合は、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をする権利は時効によって消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、物件本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を通知しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、甲が契約不適合であることを知った日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 甲は、物件の引渡しまでに契約不適合があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 納入された物件の契約不適合が物件の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(転貸の禁止)

第27条 甲は、物件を第三者（本市の行政機構に設置された組織は除く）に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾があったときは、この限りでない。

以 上